

ー以下、環境省メールー

先般、農林水産省において、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の関係法令が改正され、食品残さ利用飼料の安全確保対策として、同飼料の加熱処理基準の規定の見直しが行なわれる旨自治体などに既に周知していたところですが、当該規定が令和3年4月1日から施行されます。

これに伴いまして、制度の周知等に役立てていただけるよう、同省のホームページの改正が行なわれましたので、以下のとおりお知らせします。

農林水産省ホームページ「食品循環資源利用飼料（エコフィード）の安全確保について」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

上記ホームページの主な更新内容としては、以下のとおりとなります。

## 1、食品リサイクル飼料化セミナーの資料掲載

本年2月19日に農林水産省により開催されたセミナーの資料であり、食品循環資源利用飼料（エコフィード）の加熱処理基準等に係る規制見直しの背景・経緯、関係者の皆様にご留意いただきたいことについて、説明が行なわれております。業態別に適切な管理の例などをご案内しておりますので、資料をご確認いただくようお願いいたします。

詳細については、ホームページ中「3. Q&A」又は「5. 参考資料」をご覧ください。

## 2、確認届

確認届とは、成分規格等省令及びガイドラインに規定された飼料製造業者における加熱処理等の事項への適合状況について、事業者自らが適合状況の確認を行った上で、その結果を農林水産省に届け出るものです。

確認届の提出対象者、書き方などについては、従前からホームページにおいて、

Q&A（Q5-1～5-42）や記載例でご案内しているところですが、お問合せを多くいただいていることから、確認届とは？と題して案内資料の作成がなされました。

ホームページ中「4-1. 食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」をご覧ください。

確認届の提出該当者ではないか確認していただき、提出対象者である場合は、速やかに対応いただくようお願いいたします。

### 3、自己確認表

自己確認表とは、上記の確認届に当たって、事前に自己点検を行うようご案内しており、自己点検のためのツールとしてお示ししているものです（Q&A Q5-1～5-42 参照）。

従前からホームページにおいて掲載していた自己確認表と異なるバージョンのものを掲載されております。

そのほか、契約書のひな形の追加がなされるなどのホームページの更新がなされておりますので、上記のとおり都道府県・政令市宛てに農林水産省ホームページの主な更新内容について周知しております。